

○福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

福島県規則第四十五号

改正 平成三〇年三月二三日規則第二三号

令和三年三月三〇日規則第二六号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者に関する基準)

第三条 条例第三条第一項各号、第二項各号及び第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定介護療養型医療施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 療養病床を有する病院であるもの 次のアからオまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める基準を満たすものであること。

ア 医師及び薬剤師 それぞれ医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

イ 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床病棟」という。）に置くべき看護職員 常勤換算方法（従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

ウ 療養病床病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

- エ 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数
- オ 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、
一以上
- カ 介護支援専門員 一以上(療養病床病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)
における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)
- 二 療養病床を有する診療所であるもの 次のアからエまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。
- ア 医師 常勤換算方法で、一以上
- イ 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- ウ 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- エ 介護支援専門員 一以上
- 三 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるもの 次のアからカまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからカまでに定める基準を満たすものであること。
- ア 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- イ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 次に掲げる基準を満たすものであること。
- (1) 老人性認知症疾患療養病棟(医療法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十号)第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上
- (2) 老人性認知症疾患療養病棟((1)の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上
- ウ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- エ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- オ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
- カ 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の

- 数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一以上
- キ 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
- 2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第一号カ及び第三号キの規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。
 - 4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
 - 5 第一項第一号カ及び第三号キ並びに第三項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。
 - 6 第一項第三号アの医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。
 - 7 第一項第三号エの作業療法士及び同号オの精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

（平三〇規則二三・令三規則二六・一部改正）

（構造設備の基準）

第四条 条例第四条第一項に規定する指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

イ 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 廊下 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内

法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下（以下「中廊下」という。）の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

五 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

六 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

第五条 条例第五条第一項に規定する指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

イ 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

二 廊下 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

五 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

六 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

第六条 条例第六条第一項に規定する指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

ア 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

イ 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

- 二 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分(事業の管理の事務に供される部分を除く。) 床面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。
- 三 廊下 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上) とすること。
- 四 生活機能回復訓練室 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。
- 五 デイルーム及び面会室 面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有すること。
- 六 食堂 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。
- 七 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとする。

(電磁的方法)

第七条 条例第七条第二項の規則で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- 一 電子情報処理組織(指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうち次のいずれかに該当する方法
 - ア 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第七条第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第七条第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(費用)

第八条 条例第十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第十二条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第十二条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第十四条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の構造設備の基準)

第九条 条例第四十三条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる構造設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

三 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる構造設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第一項第一号イの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条第一項第二号に規定する食

堂とみなす。

(令三規則二六・一部改正)

第十条 条例第四十四条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる構造設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備える

こと。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる構造設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第一項第一号イの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四第一項に規定する食堂とみなす。

(令三規則二六・一部改正)

第十一条 条例第四十五条第一項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる構造設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 ユニット 次のアからエまでに掲げる構造設備の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める基準を満たすものであること。

ア 病室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる基準を満たすものであること。

(1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる基準を満たすものであること。

- (1) 病室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- 二 廊下 廊下の幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。
 - 三 生活機能回復訓練室 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。
 - 四 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。
- 2 前項第二号から第四号までに掲げる構造設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（令三規則二六・一部改正）

（ユニット型指定介護療養型医療施設の費用）

第十二条 条例第四十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- 三 基準省令第四十二条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第四十二条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担

させることが適当と認められるもの

- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第四十六条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げる費用とする。

(職員配置)

第十三条 条例第五十二条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるものとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十四条 第七条の規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第七条第二項」とあるのは「条例第五十四条において準用する条例第七条第二項」と、同項第一号イ及び第二号中「条例第七条第一項」とあるのは「条例第五十四条において準用する条例第七条第一項」と読み替えるものとする。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第三条第一項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 一 医師 常勤換算方法で、一以上
 - 二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上。ただし、そのうちの一については看護職員とするものとする。

三 介護支援専門員 一以上

- 3 当分の間、第三条第一項第三号ウ中「六」とあるのは、「八」とする。
- 4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師(老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。)を置いている指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。)については、当分の間、第三条第一項第三号エ中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第七項中「第一項第三号エの作業療法士及び同号オの精神保健福祉士」とあるのは「第一項第三号オの精神保健福祉士」とする。
- 5 病床転換による旧療養型病床群(医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する旧療養型病床群をいう。)であって、十三年医療法施行規則等改正省令第七条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第四条第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 6 病床転換による診療所旧療養型病床群(十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいう。)であって、十三年医療法施行規則等改正省令第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十五号)附則第四条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第五条第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 7 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟(次項において「病床転換老人性認知症疾患療養病棟」という。)に係る病室については、第六条第一号ア中「四床」とあるのは、「六床」とする。
- 8 病床転換老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第六条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 9 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、令

和六年三月三十一日までの間は、第三条第一項第一号イ中「六」とあるのは「八」と、同号ウ中「六」とあるのは「四」とする。

(平三〇規則二三・令三規則二六・一部改正)

10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和六年三月三十一日までの間は、第三条第一項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上
- 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
- 五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
- 六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上
- 七 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

(平三〇規則二三・令三規則二六・一部改正)

11 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第四条第二号及び第九条第一項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

(平三〇規則二三・令三規則二六・一部改正)

12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第六条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医

療養施設法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

(平成三〇規則二三・令三規則二六・一部改正)

- 13 当分の間、第三条第一項第三号イ(2)中「一以上」とあるのは、「一以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を四をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもって除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。
- 14 平成十三年三月一日前から存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、第六条第一号イ中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。
- 15 十三年医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下(附則第五項、第六項及び第八項の規定の適用を受ける場合を除く。)の幅については、第四条第二号及び第五条第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とし、第六条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル」とする。

附 則 (平成三〇年規則第二三号)

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年規則第二六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(ユニットの定員に係る経過措置)
- 2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第九条第一項第一号ア(2)及び第十条第一項第一号ア(2)の規定に基づき入院患者の定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型介護療養型医療施設は、改正後の規則第三条第一項第一号イ及びウ、同条第一項第二号イ及びウ、同条第一項第三号イ及びウ、附則第二項第二号、附則第三項、附則第九項並びに附則第十項第二号及び第三号の基準を満たすほか、ユ

ニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 3 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であって、改正前の福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第九条第一項第一号ア(3)（二）、第十条第一項第一号ア(3)（二）及び第十一条第一項第一号ア(3)（二）の規定の要件を満たしている病室については、なお従前の例による。